

徳島県公安委員会規則第7号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則及び火薬類取締法の施行に関する細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年4月28日

徳島県公安委員会委員長 稲井芳枝

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則及び火薬類取締法の施行に関する細則の一部を改正する規則

(銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部改正)

第1条 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則(平成19年徳島県公安委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

第34条の2中「第34条」を「前条」に改める。

第43条を第44条とし、第42条の次に次の1条を加える。

(身分を示す証明書)

第43条 法第10条の6第4項(法第27条の2第3項において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証明書は、警察官にあっては警察手帳(警察手帳規則(昭和29年国家公安委員会規則第4号)第2条に規定する警察手帳をいう。次項において同じ。)とし、警察官以外の警察職員にあっては警察本部長が定めるものとする。

2 法第24条第3項に規定する身分を示す証明書は、警察手帳とする。

(火薬類取締法の施行に関する細則の一部改正)

第2条 火薬類取締法の施行に関する細則(平成20年徳島県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第15条中「警察手帳」の次に「(警察手帳規則(昭和29年国家公安委員会規則第4号)第2条に規定する警察手帳をいう。)」を加え、「徳島県警察職員の証(徳島県警察職員の証に関する訓令(平成14年徳島県警察本部訓令第36号)第2条に規定する徳島県警察職員の証をいう。)」を「警察本部長が定めるもの」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。